

第30回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和4年11月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第30回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜			9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。</p> <p>欠席委員は8番 柏瀬委員であります。</p> <p>推進委員の出席は20名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第3号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
----	---

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達して
おりますので、これより第30回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時35分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

1番 小山委員、15番 遠藤委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長
専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出(とどけいで)に係る事務局長専
決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が4件、筆数が5筆、面積が2,838㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が24件、筆数が42筆、面積が16,328.
27㎡です。

合計いたしまして、件数が28件、筆数が47筆、面積が19,166.2
7㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出を2ページに、第5条の届出を3ページ
から9ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたしま
す。

11月の申請件数は2件でした。

1番、申請地は島田町地内の田、1,156㎡です。譲受理由は、事業所に

近く耕作に便利なため、譲渡理由は自宅から遠く管理することが難しいため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は議案書57ページにあります。各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

2番、申請地は県町地内の畑、1,229㎡です。譲受理由は経営規模拡大のため、譲渡理由は、高齢で耕作できないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は議案書58ページにあります。各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

12番 河内委員

12番

12番 河内です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の57ページをご覧ください。

調査年月日は令和4年11月16日、水曜日、午前9時から、調査班は遠藤運営委員長を班長といたしまして、小山委員、清水委員、長谷川会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計14筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の法人事業所及び自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。
続いて2番を上程いたします。
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 清水委員

5番 5番 清水です。
実情調査の結果を報告いたします。
資料の58ページをご覧ください。
調査年月日、調査班については、1番の案件と同様です。
また、調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。
今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計239筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきます。
申請地は譲受人の自作地に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。
また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。
続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主査 議案書の11ページをお開きください。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。
11月の申請件数は14件で、一般住宅が5件、駐車場が2件、農業用倉庫が1件、太陽光が5件、営農型太陽光が1件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。
では、議案書59ページをお開きください。
1番、申請地は名草中町地内の田、799㎡ほか3筆、計3,532㎡です。

主査

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル720枚を1,850.4㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書66ページをお開きください。

2番、申請地は田島町地内の田、490㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、隣接する雑種地1筆と一体的に利用し延床面積105.99㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書67ページをお開きください。

3番、申請地は大月町地内の田、499㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積233.93㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書68ページをお開きください。

4番、申請地は大沼田町地内の田、1,159㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル189枚を487.62㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書69ページをお開きください。

5番、申請地は鷗木町地内の田、1,774㎡のうち499㎡です。

施設の概要は農業用倉庫1棟で、延床面積250.0㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定です。申請地は農振農用地で、10月総会の第5号議案で農業用施設用地への変更について、市長からの協議が行われた場所です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書70ページをお開きください。

6番、申請地は駒場町地内の田、1,548㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル296枚を544.64㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書71ページをお開きください。

7番、申請地は板倉町地内の畑、1, 160㎡のうち0.36㎡です。

施設の概要は営農型太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル172枚を333.74㎡に設置し、パネルの下部でサカキを栽培します。3年間の一時転用が12月下旬に期限を迎えるため、改めて3年間の一時転用申請を行うものです。契約内容は使用貸借権の設定で、農振農用地です。

調査書の各項目とも適正であり、毎年度の営農状況も報告されています。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書72ページをお開きください。

8番、申請地は板倉町地内の田、1, 276㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル189枚を487.6㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書73ページをお開きください。

9番、申請地は堀込町地内の畑、228㎡です。

施設の概要は駐車場兼資材置場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第3種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書74ページをお開きください。

10番、申請地は堀込町地内の田、498㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積158.82㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第3種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書75ページをお開きください。

11番、申請地は堀込町地内の田、60㎡です。

施設の概要は駐車場用地で、10番と関連して隣接地に別途駐車場を設けるものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第3種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書76ページをお開きください。

12番、申請地は久保田町地内の畑、254㎡ほか1筆、計496㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積119.76㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書77ページをお開きください。

13番、申請地は野田町地内の畑、367㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、隣接する宅地1筆と一体的に利用し太陽光発電パネル189枚を487.6㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書78ページをお開きください。

14番、申請地は下渋垂町地内の田、334㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積122.76㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請14件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の59ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は388.8キロワットで、売電単価は税抜き11円、年間約400万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。

南側の農地が耕作中であることから、営農に支障がないように工事を行うことを求めたところ、工事前に近隣にあいさつを行い、さらに必要な配慮がないか協議するという話でした。また、付近の土手の草刈りも協力するそうです。

市内でも有数の太陽光発電事業者として、地域貢献も念頭に置き、広い視野を持って土地利用を計画してほしいと要望しました。同社としても、地域への還元は今後の課題であり、さまざまな案を練っているため、相談に乗ってほしいという意向を確認しました。

申請地は、東は田および宅地、北は宅地および雑種地、南は田、西は田です。水路機能が維持されれば、残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は名草中町南部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

議長 続いて2番から14番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番 石橋です。

71ページの転用面積ですが、0.36㎡だということですが、どんな形での転用になるのでしょうか。

議長 営農型太陽光なので、脚の部分のみの転用です。

主査 パネルを支える柱の部分のみになります。

他にございませんか。

議長 認定農業者は、10年間の一時転用ということですが、それ以外の方は3年に一度の転用を申請しなければなりません。

他にございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番から14番まではそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしま

す。

主幹

事務局の説明を求めます。

議案書の14ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。はじめに、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転についての集積計画です。

15ページをご覧ください。利用権の設定及び移転の総括表でご説明いたします。貸借権設定について、件数が127件、面積が354,484㎡です。所有権移転については、件数が2件、面積が5,546㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定を16ページから46ページまでに、所有権移転を47ページに掲載しております。

なお、貸借権設定の1番については、新規就農の案件ですのでご説明いたします。議案書の79ページをお開きください。

10月16日に開催された運営委員会の資料を掲載しております。申請人は田島町にある、農業を行っていない法人で、申請地を借り受け、ブドウの栽培を行うというものです。

申請地は田島町にある田及び畑、計10筆、3,513㎡です。契約期間は5年間です。

79ページ右側から83ページまでに、営農計画書、位置図、地籍図、現地の写真、利用権設定申出書を掲載しております。

以上、審議の後、承認をいただきましたら、11月30日付けで公告の手続きを行います。よろしく申し上げます。

議長

本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤運営委員長。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査の結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと、実情調査を行いました。

調査年月日は、令和4年11月16日、水曜日、午後1時30分から、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

申請人は約40年前、関連する社会福祉法人で栽培されたぶどうを原料に、ワインの醸造と販売を始めました。

現在は、この社会福祉法人の園地のほか、北海道、山形、山梨などの契約農家からぶどうを仕入れています。安定して原材料を調達するには自社で園地を構えることが必須だとの結論に至り、まず、貸借で園地を確保するものです。

近い将来には、農地所有適格法人の要件を整え、高齢化に伴い離農する契約農家の園地を取得していききたいとのことでした。なお、社会福祉法人の園地は、同法人の収入維持のために残すそうです。

また、制度資金や補助事業の活用を見据え、広域で認定農業者の認定を取得する予定です。

コロナ禍で苦戦したワイン販売も、徐々に回復してきたとのことで、長年の農福連携の取組みが実を結び、日本を代表するワイナリーになった申請人の、さらなる飛躍の第一歩として、新規就農および利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生委員の退席を求めます。

【午前10時16分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した藤生委員の出席を求めます。

【午前10時17分 出席】

議長 続いて3番から7番までを上程いたします。

議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時17分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、3番から7番まではそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時18分 出席】

議長 続いて8番から11番までを上程いたします。

議事参与制限により、12番 河内委員の退席を求めます。

【午前10時18分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、8番から11番まではそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した河内委員の出席を求めます。

【午前10時18分 出席】

議長 ここで、次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前10時19分 議長交代】

議長 続いて12番及び13番を上程いたします。

議事参与制限により、13番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前10時19分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、12番及び13番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した長谷川委員の出席を求めます。

また、長谷川会長と議長を交代いたします。

【午前10時20分 出席・交代】

議長 続いて、14番から18番までを上程いたします。

議事参与制限により、7番 本島委員の退席を求めます。

【午前10時21分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、14番から18番まではそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した本島委員の出席を求めます。

【午前10時21分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の19番から127番まで及び所有権移転についてを上程いたします。

本件について意見を求めます。

10番 星野委員。

10番 星野です。

90番から94番までの案件ですが、経営面積の欄が空欄になっていますが、新規法人ということで初めて借り入れたからで空欄という解釈でよろしいでしょうか。

主幹 星野委員からのご質問ですが、申し訳ございません、新規就農の案件ではございませんので、経営面積の記載が漏れていたようです。休憩後、お調べしまして、全員協議会の時にご報告させていただくということでよろしいでしょうか。

議長 基準は満たして申請をされているということは間違いございませんので、よろしく願いいたします。

主幹 記載漏れということよろしいですか。

議長 はい。

議長 星野委員、よろしいでしょうか。休憩後に記載について報告を受けたいと思います。

議長 そのほかございませんか。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の19番から127番まで及び所有権移転はそのように決定いたしました。

同じく、議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画一括方式を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の48ページをお開きください。

議長 議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農地中間管理事業による集積計画をご説明いたします。本件は「一括方式」として、農地中間管理機構が農地の借受と転貸を同時に行う仕組みとなっております。

49ページをご覧ください。中間管理権設定の総括表です。貸借権設定について、件数が1件、面積が4,409㎡です。

50ページをお開きください。番号1番、川崎町の畑、6筆、計4,409㎡については、長年利用されておりましたが、清水委員のあっせんによりまして、貸借の調整を整えることができました。

農地所有者、耕作者とも機構を通じた貸借を希望したため、10月から機構による意見聴取、知事への協議を行い、10月24日付けで協議が終了したため、本議案で集積計画の決定について、ご審議いただくものです。

なお、当該農地は河川及び住宅に囲まれており、集積に支障がないことから、毛野地区の担い手による耕作者決定の協議は行っておりません。このことについては、毛野地区農業再生協議会会長であります清水委員、地区の農地利

用最適化推進委員である岩本推進委員、鵜田推進委員のご了承をいただいております。

以上、審議の後、承認をいただきましたら、11月30日付けで公告の手続きを行います。よろしくお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画一括方式はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項 農地所有適格法人の報告書について及び農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 まず、先ほどの議案第3号の質問がありました件について、確認ができましたのでご報告申し上げます。

今回、個人経営者が利用権設定のタイミングで法人化するというごことでございまして、そのため、法人としての面積が記載されなかったというごことでございます。

それでは報告事項でございます。

農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。

今月は、記載の1法人から報告を受けました。法人の要件を確認いたしましたところ、要件を満たさない項目が複数確認されました。

左から2つ目の項目「事業要件」につきましては、直近の営農実績がなく、売上高の過半が農業及び農業関連事業であるという要件を満たしておりません。

3つ目の「構成員要件」につきましては、農業関係者の従事日数が全員30日であり、総株主の議決権の過半を常時従事者が占めるという要件を満たしておりません。

4つ目の「役員要件」につきましては、役員の従事日数が全員30日であり、①理事等の過半が農業へ年間150日従事する要件、②役員または重要な使用人1人以上が年間60日以上「農作業」に従事する要件、いずれの要件も満たしておりません。

農地法第6条第2項の規定では、要件を満たさなくなる恐れのある法人に対し、農業委員会が勧告をすることができるとされております。

しかし、法人の代表からの聞き取りでは、令和5年秋からの営農再開の意向を示しております。また、法人要件を満たさない場合に農地の所有ができないこと、農地周辺の適正な管理に努めることについて理解していることを、事務局で確認しております。

このような事情から、今回は勧告を行わないこととし、今後、営農再開が確

認できない場合に、文書による勧告を行うか検討することとしたく、過日の運営委員会にお諮りしましたところ、その旨ご了承をいただきました。今後、営農の状況を注視するとともに、適切な指導をしたいと考えております。

以上、ご報告いたします。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号該当証明願の処理経過についてご説明いたします。議案書51ページの下段をご覧ください。

願出地は葉鹿町にあります畑、面積は387㎡のうち、172.81㎡、施設の概要は農業用倉庫です。農地法第29条第1号に規定する、2アール未満の農業用施設に該当するため、農地法第4条許可の適用除外となり、証明願による申請で農地転用が可能となるものです。

令和4年10月26日付けで申請があり、事務局で書類審査及び現地確認調査を行い、11月7日付けで証明書を交付いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長
7番

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。
7番 本島です。

先ほど法人の件ですが、営農の実績がないという報告となっておりますが、今年も作付けを行っていないので、2年間実績はなくなると思います。その理由を事務局は把握していただいていますか。理由もなく作付けしないということではないと思いますが。

主幹

ただいま本島委員から質問のあった件ですが、営農実績については皆様もご承知の通り、3年間を通して見るということがございますので、1年だめだから、2年やっていないからというだけで即勧告ということではないということでございます。

今回なぜ営農を行わなかったかというところは、申し訳ございません、担当者を確認しておりませんので、およそ1年後、営農を開始したいという意向は確認しております。これまで行わなかった理由は、すぐには回答できません。申し訳ございません。

7番

過去3年間の営農実績を踏まえる中で適格化法人を認めたということですが、やっと一昨年認められた途端に作付けしないというのは、あまりにも無責任なのではないでしょうか。

正直言って、私も同じ部会員なのでそれなりの話はさせてもらいましたが、一生懸命やっていくと言っていたのに、あきらめてしまうというのはどうかと、事務局としても注視していただきたいと思います。以上です。

議長

この件につきましては、運営委員会でも議論になりました。

ナスニックが何年も報告書を出していなくて、これに該当するようなことがあったのですが、社長の所在不明であったり、連絡が取れないというなかでのことでしたが、今回立ち直ってくれたのでよかったです。こちらは、本人との連絡も取れる中で、本人の営農の意思とすると、来年は必ずやりますということでしたので、そこを見ていかざるを得ないということと、担当者の話

によると、親御さんの不幸があり営農が混乱していたという話は聞いております。来年の営農について、注視していこうということになりました。

他にございますか。

農地所有適格化法人の場合、売上がない又は廃業や適当と認められない場合には、その後の手続きが大変になります。

農地を、最終的には国が買い上げて、必要な人に売り渡すというというような手続きになっていきますので、もう少し注視したいと思います。

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、10月28日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第30回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時40分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月25日

足利市農業委員会

1 番委員

1 5 番委員